

県税の申告・納税の時期

県税の申告期限と納税の時期は、次のとおりです。

税 目		申 告 期 限	納 期	納める方法
県民税	個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町へ提出	給与支払者が、6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに市町へ納入	特別徴収
		(所得が公的年金のみの方は、申告不要)	4月1日現在65歳以上の公的年金受給者は、年金受給時	特別徴収
		給与、公的年金以外の所得がある方は、3月15日までに(所得税の確定申告をした人は不要)	6月、8月、10月、翌年1月	普通徴収
	法人県民税	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内(場合により申告期限の延長適用あり)	確定申告は、事業年度終了日から2か月以内	申告納付
	県民税利子割	毎月分を翌月10日まで	申告と同じ	申告納入
	県民税配当割	毎月分を翌月10日まで(ただし、源泉徴収選択口座内配当等に係るものについては、毎年分を翌年1月10日まで)	申告と同じ	申告納入
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日まで	申告と同じ	申告納入	
事業税	個人事業税	3月15日まで(所得税の確定申告や個人県民税の申告をした人は不要)	8月、11月(税額が1万円以下の場合には8月のみ)	普通徴収
	法人事業税 (地方法人特別税・特別法人事業税)	法人県民税と同じ	法人県民税と同じ	申告納付
地方消費税 (国内取引)		確定申告は、個人事業者が翌年の3月末日まで、法人が課税期間の末日の翌日から2か月以内(消費税と併せて国(税務署)に行く。)	申告と同じ	申告納付
不動産取得税		不動産を取得した日から60日以内(取得後60日以内に不動産登記の申請をした不動産は不要)	納税通知書に定められた日	普通徴収
県たばこ税		毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納付
ゴルフ場利用税		毎月分を翌月15日まで	申告と同じ	申告納入
軽油引取税		毎月分を翌月末日まで	申告と同じ	申告納入
自動車税	環境性能割	登録のとき	申告と同じ	証紙徴収
	種別割	新規登録・名義変更・登録事項の変更などをしたとき	5月 新規登録の時	普通徴収 証紙徴収
鋤 区 税		—	5月	普通徴収
核燃料税	価額割	定期検査が終了した日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日まで	申告と同じ	申告納付
	出力割	4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の各課税期間の末日の翌日から起算して2か月以内		
狩 猟 税		—	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収